

広島県告示第三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を休止した旨の届出があった。

平成二十一年一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所 の 所 在 地	休 止 年 月 日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター尾道福祉用 具貸与事業所	尾道市東御所町九番 一号	平成二〇年一〇 月一日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目九番地	ニチイケアセン ター尾道特定福 祉用具販売事業 所	尾道市東御所町九番 一号尾道ウオーター フロントビル一階	平成二〇年一〇 月一日